

第30回仙台市福祉有償運送運営協議会 議事録

日 時 令和7年11月17日（月）10：00～11：20
場 所 EARTH BLUE 仙台勾当台8階 第2会議室
出席者 【出席委員】
泊 尚志 会長、及川 孝 委員、高平 賢 委員、齋藤 哲也 委員、
渡邊 純一 委員、関澤 京子 委員、水野 直子 委員
【申請団体】
特定非営利活動法人 to Rights 幸谷氏、高橋 宏明氏、高橋 友之氏
【報告団体】
社会福祉法人仙台市障害者福祉協会 高橋（美）氏、高橋（剛）氏
【事務局】
健康福祉局地域福祉部社会課
高橋課長、鈴木主幹兼管理係長、工藤、澤田（記）、豊島

次 第

- 1 開会 会長あいさつ
- 2 議事録署名人の指名
- 3 協議
 - ・福祉有償運送新規登録申請について
 - 特定非営利活動法人 to Rights
- 4 報告事項
 - ・軽微な事故報告（仙台市障害者福祉協会）
- 5 その他
- 6 閉会

議事録

1 開会

事務局より協議会成立の報告。続けて、事務局より挨拶。

2 議事録署名人の指名

泊会長が高平委員を指名。委員了承。

3 協議

・ 新規登録申請について（特定非営利活動法人 to Rights）

○事務局

前回協議時から修正があった資料について説明。

資料1「7.運送の区域ごとの対価の額」について、前回未確定であったが、確定したため修正記載。
様式第7号「運行管理の体制等を記載した書類」の「2. 事故処理連絡体制」について、実務担当職員等役割を明確化。

資料2（3）旅客から収受する対価の「状況欄」【参考】当該地域内タクシー運賃」について、前回「料金」としていたものを「運賃」へ修正。

○泊会長

了。前回協議を踏まえ、論点整理を行った内容について説明願いたい。

○事務局

資料5「to Rights 事業計画に係る論点整理」にて、前回協議時及びその後追加となった論点1から10について、関連資料6・7も用いつつ整理内容を説明。

○泊会長

ただいま説明があった協議事項について、ご意見、ご質問があればお願いします。

○及川委員

資料1の5「事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数」の表記を確認。

○事務局

軽自動車の場合は（ ）内に表記いたしますが、今回は10人乗り普通自動車の（ストレッチャー及び車いすの双方に対応した）兼用車1台と表記。

○及川委員

了。次に資料5論点1について、キャンセル料は当日キャンセルの場合100%とのことだが、資料6シミュレーションの墓参りに行くような場合で、当日キャンセルした場合も45,000円のキャンセル料を取るのか？

○事務局

キャンセル料の対象は運賃のみ。ヘルパー等のキャンセル時の取扱いは、その事業所との契約による。

参考までに、to Rightsさんの訪問看護師・ヘルパーをキャンセルした場合の明確な規定はあるか？

○to Rights

確認いたします。

○及川委員

時間により料金が変わっていくので、どうなのだろう。

○関澤委員

及川委員のご指摘は、実際に走った時間に対して料金をもらうため、走っていないのに 100%のキャンセル料をもらうという考え方がおかしいのでは、ということかと思うが、事前確定で1時間の利用を申し込むこととし、最初から1時間走る、ということでお金をいただくが、事前確定したものに対し、キャンセルが発生した場合はその対価をいただくというのであればキャンセル料をもらうということは考えられるが、必ず取らなければならないという規定はない。どこで運送の対価を確定させるか、という考え方に拠るかと思う。

○事務局

キャンセル料の考え方は、多くの予約を入れていた場合、経営にも関わってくるかと思いますが。

○及川委員

それを明確に決めれば良いのでは。一律最低料金でいただくとか、値段を決めても良いかと思う。

○事務局

例えば当日キャンセルの場合、1万円いただきます、というように。

○及川委員

そう。シミュレーションを基に、行かないのに値段が変わるというのはおかしいのではないか。

○事務局

2－3万円の貸しきりを予定していたが、キャンセルの場合最低料金1万円とするか、その時間を押さえていたので5万円いただきます、と考えるのか、to Rights さんはいかがですか。

○to Rights

基本的に、次のご利用を約束してくれるなら取らなくても良いのではと思うが、看護師の準備をしていた場合、看護師の予定を決めておいてしまうので、その部分は最低保証してほしいという話も受けている。To Rights としてはどうすべきか、無料とするか、予約をしていた部分について取った方がよいのか、キャンセル料の細かい想定をしていなかった。ご指摘いただいたので、今後検討していきたい。

○泊会長

本日資料7で示していただいた内容は運賃のキャンセルを示したもの。及川委員のご指摘は、輸送が発生していないものについて運賃のキャンセル料が発生するのか、ということ。ご説明いただいた中には、看護師等のキャンセルの話があり、これは運賃ではなく、料金についてであるので、ここは区別して議論していく必要がある。はじめの議論である運賃のキャンセルについて協議をお願いしたい。

○to Rights

通常、タクシー業界で、貸し切りで予約された場合でキャンセル時は最低料金の料金であるにとらえてよいのか？

○及川委員

一律ではなく会社によって異なるかもしれないが、当社では最低運賃を取っている。その時間を拘束しているので、行けなかった時間は空いてしまうため、キャンセル料(710円)は取ります。会社の規定となっていて、お客様へ説明をしている。

○事務局

本日ここで決められないと思われるため、経営の観点及び利用者の保護の観点で適切なキャンセル料を確定させていただき、この部分について了解いただければ、承認とさせていただきたい。

○泊会長

関澤委員から先ほどいただいた、事前確定かどうかを明確にするといった観点も含め、協議をお願いします。その他ご意見等あるか。

○及川委員

論点3・7の内容を踏まえて、例えば2人で仙台駅まで送迎を利用し、2人で総額2,500円の場合で、

1人は仙台駅で映画館に行き、1人はそこから買い物など別の目的地に行き、帰るときに示し合わせて帰ってくる場合でも、2人で2,500円なのか。目的は別だが、誰が例外的に認めるのか。

○事務局

前回の協議会にて、たまたま同時の目的地に行く申込があった場合は認める、と意見をいただいたことを踏まえ、このような整理とした。目的地が同じで、行動が別の場合は想定をしていなかったのだが。

○及川委員

個別輸送が原則。以前、仙台市との協議で、1台に2人が乗車した場合、メーターを二つ付けるかという議論をしたことがある。論点7の例外的に認めるとは、例えばどのような場合か？目的地は同じだが行動が違う場合でも、同じとみるのか。

○to Rights

例えば1人がコンサートに、1人は光のページェントに行きたい、と2人から申し込みがあった場合に、送迎地から先の行動までは管理ができないと考える。目的地までの輸送であって、目的のための輸送ではないかと、そこまで問われるのであれば、複数乗車は難しいのかなと思う。

○泊会長

前回の議論では、1人から申し込みがあったときに、to Rightsさんから「同じ日に同じところへ行く方がいらっしゃいますよ」と進めることは認められないが、乗客同士で、同じ日に同じ目的地に行くことを話し、申し込まれる場合は問題ないと前回議論させていただいたところ。今回の及川委員からの問題提起について、関澤委員からご意見伺いたい。1輸送をどのように設定すべきか。

○関澤委員

複数乗車が問題になるのは、同乗者それぞれから運賃を徴収した場合、「NPO等による福祉有償運送に係る道路運送法第79条の6」で定める旅客から収受する対価が「当該地域のタクシーの上限運賃の概ね8/10の範囲内であること」という要件に反してしまうことが考えられるので、それは福祉有償運送の考え方から、実費相当以上の対価を受けることはできないため、複数乗車をする場合は、それぞれから収受する金額の総額をこの要件に収まる様にするため、一人一人の金額を下げる等の考え方をしなければならぬという観点があり、「利用者の方から同じ目的地に行きたいと申し出があった場合に、可能」と答えたところ。目的地以降の目的はそれぞれ違うかもしれないが、そこは見るべきではないと考える。

○高平委員

ご意見を踏まえ、発着地が同じであれば、問題ないと考える。

○泊会長

途中下車は今回のルールには含まれないということで良いか。一乗車は同じ発着地であること、ということよろしいか。

○及川委員

了。

○泊会長

資料5の論点2について、利用者に代わり、西多賀病院が申込を手伝う場合について。本人が決めるが、西多賀病院が変わりに手続きを行うときに、西多賀病院から情報提供があり相乗りになる可能性はないか。そういったことを防ぐ体制作りはいかがか。規定を作るなど、お考えを伺いたい。

○事務局

ルールの明示について、西多賀病院さんへ、制度上できないということをしっかり伝えるということについて事務局で確認する。

○泊会長

全て文章化していただくことが望ましい。

○事務局

了。

○関澤委員

論点1に関連して再確認させていただきたい。あくまでも to Rights さんが決める運賃の対価は実車への対価 30 分 2,500 円。資料6で訪問看護師料金やヘルパー料金が掲載されているが、これは to Rights さんのグループからの派遣や、利用者が利用しているヘルパーさん等を利用する場合はまた異なった料金である、ということですよね。資料6裏面の料金表も、あくまで一例ということですよね。

とすると、当協議会で議論する料金ではないのかなと思うところ。その上で、資料6裏面「事務所収入」も、あくまで一例ということですね。

○事務局

議論いただきたい内容は、運賃であり、その他の料金については一例としてつけさせていただいた。

○関澤委員

了

○及川委員

この運賃の変更は今後ないのか。いつまで適用されるか、など。今後タクシー料金は増額されるが。

○事務局

今後変更がある場合は、協議会に諮ります。

○及川委員

了

○泊会長

論点5の3パラグラフ目、買い物等の短時間待機と、映画・ライブ等で2時間以上待機が発生する場合とある点について、どこで切り替えるのか。1回30分で料金が発生するが、ここでは2時間とあるので、確認したい。最終的に待機が発生してわかるのか、事前に契約上確認できることなのか。

○事務局

先ほどの事前確定のご指摘もありましたので、料金確定について明確化する。事後確定する部分、事前確定する部分について、クリアとしたい。

○泊会長

了

○及川委員

キャンセル料金について、今の方向性だけでもこの場でお考えはあるか。

○to Rights

上限の設定等、考えてまいりたい。

○高平委員

タクシー業界でもキャンセル料金がないというところはほぼないが、この物価高の中、to Rights さんの経営の考え方もあると思うので、一つの案として、お示しいただいている30分の料金を基準とすると利用者側もわかりやすく良いのではと考える。

○to Rights

了

○事務局

本日の協議を踏まえ、事前確定の議論も踏まえ、キャンセル料金について、待機時間発生の場合について、明確化し、委員のみなさまへ展開し、承認いただきたい。

○泊会長

軽微な修正として修正いただいた後、協議会委員へ展開いただき、調ったところで承認とします。

4 協議

・ 軽微な事故報告（仙台市障害者福祉協会）

○事務局

協議事項4「軽微な事故報告」について資料8に基づき説明。物損・人的被害なしだが、当該事業者は複数回事故を起こしているの、協議会に報告し、安全運行に努めていただくため、今回事業所の方から説明を行う。

○仙台市障害者福祉協会

「リフト付き自動車運行の物損対策に関する報告」について説明

○関澤委員

再発防止策ということで安全運転研修や車両の安全対策を挙げられているが、運転者の方の運転特性もあるので、適正診断を受けていただいて、福祉協会さんと運転者さんの間でその方の運転特性にどういったものがあるかというものを共有いただき、定期的に注意喚起を図っていただければと思います。

○泊会長

当日大雨であった、ということだが、運転者の方の特性や、日常ルーチンとは別に、当日の特殊な要因があれば説明を。

○仙台市障害者福祉協会

ゲリラ豪雨の日で緊張し、過度の緊張が内輪差の見落としに繋がったと思われる。悪天候の際の運転の注意についても研修に取り入れようと考えている。

○泊会長

天候により、例えば遅れていて焦っていたといったことはないか。

○仙台市障害者福祉協会

遅れは発生していなかったが、雨が降っていたのでできるだけ玄関に寄せてあげたいという思いがあったと聞いている。

○泊会長

事故が起きた背景として、時間に追われたなどの運転利用者側の都合もあると思うが、乗車する側のリクエストの都合などもあると思う。そういったことはこの報告では分からないと思うので、（事業者として）トータルで総合的にカバーしていただくようお願いしたい。

○仙台市障害者福祉協会

了

○及川委員

資料8のp3、柱の基礎に前進し、左に寄せようとしてこすったということか。この基礎のあたり、（道が）細かったのでは。

○仙台市障害者福祉協会

この基礎が高さ2・30cmで、運転席から少し見づらかったと聞いている。

○及川委員

了。この方が複数回事故を起こしているのか。

○仙台市障害者福祉協会

昨年も1度。

○及川委員

バックではなく前進ということなので、少し気を付けていただいた方が良いでしょう。

○仙台市障害者福祉協会

了

5 閉会

○泊会長

以上で審議を終了とし、事務局へ司会をお返しする。

○事務局

前回のご指摘を踏まえ、各論点の明確化をはかったが、詳細をつめきれなかった点について、事務局として反省。先ほど決定しましたとおり、軽微な修正事項について、事業者と確認の上、改めて委員のみなさまへ展開させていただく。次回31回は来年8月につどいの家の更新を議題に予定している。

以上で本日の協議会を終了とする。